

地域支援システムを通じた区からの意見等について（西成区）

西成区	
1. 総合的な相談支援体制の充実と人材育成について 2. 総合的な情報提供体制の充実	
意見概要	
1. 支援の必要な高齢者、障がい者や子育て中の母親等に対する相談支援機関はこれまでも整備されてきたところであるが、要保護児童や要支援家庭が増加している。また、西成区ではアルコール及び薬物関連問題や虐待、就労困難、孤立化といった課題を複合して有する方が多く、周囲との人間関係等が複雑になっており、件数自体も増加傾向にあり、解決策を見出すのが困難な状況になってきている。このような状況を総合的かつ専門的に対処できるよう、相談支援機関の数的な充実と本人の権利擁護を前提とした相談支援体制を確保し、相談支援を担う専門知識と能力を有する人材の確保育成し、安定的に設置できるよう、給付水準の向上を図る等必要な施策の検討を望む。 2. 福祉課題をかかえる当事者や家族及び支援にたずさわる方々等に対して、各種サービスや制度、社会資源の情報等を質・量ともに充実させ、必要とする方が容易にアプローチできるよう、また、簡単に提供できるような体制を整備する必要がある。	
回 答	
これまで、本市においては、高齢者・障がい者・児童など、対象者別の福祉サービスの充実が図られてきましたが、福祉課題が一層複雑化・多様化・深刻化するなか、施策分野に跨る複合的な課題を抱えた要援護者を支援するためのしくみづくりが喫緊の課題となっています。 これらの課題の解決を図るため、本市においては、平成 26 年 8 月に庁内横断的な「相談支援体制のあり方検討プロジェクトチーム」を設置し、施策分野を超えて相談支援機関が連携するしくみの構築に向けて、検討を行ってまいりました。 プロジェクトチームにおいては、本市における既存の各種相談支援機関等を活用し、専門的な相談支援機関や行政、地域が一体となり連携することにより、様々な課題をかかえた要援護者に的確に対応することができる総合的な相談支援体制の充実を目指しています。 この連携のしくみにおいては、虐待事例への対応などの「権利擁護機能」と、各種会議の運営等、「総合調整機能」を担う区保健福祉センターの役割が重要なものと考えています。 今後も、相談支援機関・行政・地域が一体となった、要援護者本人を中心とした総合的な相談支援体制の一層の充実に向けて、その役割を支える人材の育成・確保や、必要な情報が要援護者に行き届くしくみづくり等、検討を進めてまいります。	
担 当	福祉局生活福祉部地域福祉課企画グループ（電話 6208-7970）

西成区	
3. 閉鎖的な居室等における虐待に対する実効性ある権利擁護の体制構築について	
意見概要	
近年、高齢者向け賃貸住宅等に入居する障がい者や高齢者が増加しており、今後も増加することが見込まれる。平成25年度、西成区の高齢者向け賃貸住宅において100件を超える虐待通報があった。閉鎖的な居住空間などにおいて発生する虐待への対応は、大都市に特化した課題であり、障がい者をも含めた市独自のあらたな体制づくりを早急に整備してほしい。 また、判断能力の低下が見受けられる障がい者や高齢者がこのような住居に入居すると、金銭管理や福祉サービスの契約などを十分な説明を受けずに任せてしまう傾向にあり、不適切な金銭管理、金銭搾取につながる可能性があるため、管理人に対する権利擁護の啓発の機会を積極的に設けて予防的に介入し、本人の意思決定を支援することと虐待発生を未然に防ぐ取り組みが重要である。「虐待かもしれない」と気づいたときにどこに通報すればよいのか、どこに相談すればよいのか周知し、虐待に対する啓発を確実にし、虐待を早期発見できるように取り組み透明性を確保することが必要である。 加えて、虐待の発見や防止についての啓発活動についても大阪市として引き続き取り組みをすすめていただきたい。	
回 答	
高齢者虐待防止法では、「養護者による虐待」と「養介護施設従事者等による虐待」の2類型に分類し、養護者とは、「高齢者を現に養護するものであり養介護施設従事者等以外のもの」、養介護施設従事者等とは、「介護保険法及び老人福祉法に規定する施設・事業に従事する者」と定義しています。介護保険法にも老人福祉法にも規定されていない施設の従事者による虐待は、「養護者による高齢者虐待」として対応することになります。 このような事案は「養護者による高齢者虐待」ではありますが、家庭内での家族等からの虐待とは性質が異なり、同時に多数の高齢者への対応が必要な場合があること、施設の管理運営面の改善を促すことで虐待の再発防止を図る必要があることなど、区と包括のマンパワーだけでは対応が困難な場合もあることから、施設の規模や態様等に応じて、福祉局が人的応援や関係機関との調整等の役割を担うこととし、平成28年度より対応マニュアルとして整理したところです。 また、介護保険課では従前から事業者向け虐待防止研修を実施していますが、いわゆる高齢者向け賃貸住宅の多くが介護保険法上の居宅サービス事業所を併設していること、入居者の多くが居宅サービスを利用していることも踏まえ、平成26年度から研修内容等の充実強化を図ったところです。 今後とも、介護保険事業所や関係者のみならず、広く一般市民への権利擁護、虐待防止の啓発をすすめ、虐待の早期発見・早期対応に努めてまいります。	
担 当	福祉局生活福祉部地域福祉課相談支援グループ （電話 6208-8086）

西成区	
4. 権利擁護について	
意見概要	
認知症高齢者等の増加により、金銭管理を必要とするケースが増加しているが、あんしんサポート事業の利用や成年後見人の選任手続きは、一定の期間を要することから、その待機解消策とそれまでのつなぎの金銭管理をどこがどう担っていくのか検討をいただきたい。	
回 答	
成年後見制度につきましては、本人の権利擁護を図ると同時に、本人の権利を制限する制度でもありますので、家庭裁判所における後見等開始の審判には、ある程度の期間を必要とすることは仕方がないものと思われませんが、その間の「つなぎ」の金銭管理については、認知症等により後見相当の方の場合、本人に意思能力がありませんので、あんしんさぽーと事業の利用契約を結ぶことはできません。これは、ほかの制度でも同様であると考えます。 また、あんしんさぽーと事業においては、本人の意思能力の確認のため、期間をおいて数回の訪問が必要ですので、申込みからサービスの開始まで、どうしても「待機」の期間が発生してしまいます。また、利用希望者の増加により、各区社会福祉協議会において、訪問開始までの期間が長くなる状況にあることも聞き及んでおります。 高齢者人口の増加に伴い、利用件数の増加が見込まれる中、本市として、引き続き事業補助を実施し、判断能力が不十分な方を支援する必要があると考えています。各区社会福祉協議会での事業実施にあたり、少しでも利用待機の期間が短くなるよう、体制の整備を図ると同時に、今後とも持続可能な制度とするため、更なる業務の効率化について、大阪市社会福祉協議会との間で検討を続けていくことが重要であると考えています。	
担 当	福祉局生活福祉部地域福祉課相談支援グループ （電話 6208-8086）

西成区	
5. 障がいのある方の緊急時の受け入れ先について	
意見概要	
障がい者虐待等にて緊急時に障がいのある方の受け入れ先として、虐待事案については、現在、2床分の一時保護施設が大阪市として確保されているものの、施設が障がい特性に対応できていないのが現状である。また、DVケースにおいても障がいがあることを理由に施設保護が出来ず、やむを得ず短期入所施設等で保護するも、契約のためDV加害者と連絡を取り合う等で居場所が発覚するなど適切な対応につながらない事例もあった。障がいがある方が、緊急時に受け入れをしてもらえるよう、精神疾患や知的障がいの方等、様々な障がい特性に対応できるような施設にて一時保護できるような施設整備または受け皿を早急に確保願いたい。	
回 答	
障がい者虐待にかかる一時保護については、障がい特性に応じた支援が可能な施設において保護を行うことが必要であると考えています。そのため、大阪市要援護障がい者・高齢者緊急一時保護事業における委託先との交渉や、新規受け入れ先の開拓などに努めているところです。 しかしながら、障がい者福祉施設等における人員体制や慢性的な満床状況などから、空床を確保し、緊急時に常に受け入れが可能な体制を整備することは困難であるとの実情から、実現に至っていないのが現状です。 また、DVケースの保護を実施している施設では、生活面での介助を行う職員がいななどの理由で、障がいの状況によっては受け入れが困難な場合があります。その場合は、障がい者虐待事案として緊急一時保護施設の利用を行うことも可能です。ただし、障がいがあっても日常生活が自立しているDVケースについては、障がいがあるとの理由で受け入れが拒否されることのないよう、引き続き大阪府女性センターとも連携を図ってまいります。なお、DV施設で保護した場合も、出入りが自由であることなどから、被害者が自身の判断で加害者と連絡を取ったり、加害者の元に戻ることを避けることはできません。 障がい者虐待にかかる一時保護については、事案に応じて必要な対応を行うことが可能となるよう、引き続き関係機関等への働きかけを行うなど、安定的かつ適切な保護体制を確保するよう努めてまいります。	
担 当	福祉局生活福祉部地域福祉課相談支援グループ （電話 6208-8086）